

第8次大阪府医療計画  
堺市二次医療圏における医療体制  
(案抜粋)

## (5) 精神疾患

○地域連携拠点医療機関については、多様な精神疾患に対応するために、疾患ごとに定めており、図表 10-6-7 のとおりとなっています。

図表 10-6-7 地域連携拠点医療機関数(令和6年4月1日予定)

疾病名	統合失調症	認知症	児童・思春期精神疾患	うつ	PTSD	アルコール依存症	薬物依存症	ギャンブル等依存症	てんかん	高次脳機能障がい①*	高次脳機能障がい②*	高次脳機能障がい③*	高次脳機能障がい④*	高次脳機能障がい⑤*	摂食障がい	発達障がい(成人)	妊産婦のメンタルヘルス	災害医療
施設数	6	6	3	2	0	1	1	1	1	3	2	1	2	2	1	3	1	2

\* ①:国基準診断 ②:診断書作成 ③:リハビリ対応 ④:精神症状対応可能(入院) ⑤:精神症状対応可能(通院)

※施設数は現時点での暫定であり、今後変動する可能性があります。

○依存症の背景には「孤独・孤立」や「生きづらさ」などの問題を抱えていることもあり、さまざまな関係機関と連携しながら、早期発見、早期介入などに関する取組を進めていくことが重要です。

○自殺の背景には、健康問題や経済・生活問題、人間関係など様々な問題が複雑に相関していることから、自殺は社会全体の問題であり、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策が一体となり「生きることの包括的支援」として対策を講じることが重要です。